

制度	質問	答え
【セイフティープラン】	エムアイカードで引き落とされる毎月の掛金はいつ頃確認できますか？	毎月5日頃にエムアイカードのWEB請求明細に詳細が掲載されます。(前月末までは請求明細が表示されません。)
	病気やケガで長期間休む場合、医療給付制度以外に何か補償してくれる制度はありますか？	L会員には全員加入の「GLTD(団体長期障害所得補償制度)」の制度があります。 病気やケガで長期間働けない時に最長60歳まで月額5万円の補償が受けられます。病気やケガで就業障害の状態が545日継続した場合、共済会へ「証券番号」をご確認のうえ下記へご連絡ください。 任意加入のGLTD(L会員・S会員とも)にご加入の場合は、「証券番号」の確認は必要ございません。 直接下記へご連絡ください 連絡先：三井住友海上事故受付センター フリーダイヤル：0120-248-565(受付時間：24時間365日)
	住所が変わりました。保険の変更手続きはどのようにすればよいですか？	【任意加入生命共済制度・上乘せ型医療共済制度】 ご所属の各社人事担当へ所定の手続きをされると共済会登録内容も後日自動で変更となります。 【その他の保険(GLTD・団体総合補償制度)】 取扱代理店の(株)エムアイカード 保険担当へご連絡ください。 (株)エムアイカード 保険担当 内線 804-2532 / 外線 0120-881-100 受付時間 午前10時～午後5時(土曜・日曜・年末年始を除く) ※いずれも、カードの登録情報とは連動しておりません。 お手数ですが、上記お手続きとは別に(株)エムアイカードへご連絡していただき、カード登録情報の変更手続きもお願いいたします。 ※変更手続きには数週間お時間をいただきます。
	セイフティープランは保険料控除の対象になりますか？	任意加入生命共済制度と上乘せ型医療共済制度は自家共済制度のため、対象外です。 GLTDおよび団体総合補償制度の「疾病保険金」部分は対象です。 ペイロールの対象企業は画面に反映します。ペイロールの対象外企業は保険料控除証明書をお届けいたしますので各自でお手続きください。
	離婚をした場合、配偶者や子どもの補償はどうなりますか？	補償対象から外れますので、お手続きをお願いいたします。 【連絡先】 「任意加入生命共済制度」「上乘せ型医療共済制度」⇒共済会 内線：801-23-914 外線：03-5273-5139 10時～18時 木曜・日曜・年末年始を除く 「GLTD」「団体総合補償制度」⇒(株)エムアイカード 保険担当 内線：804-2532 外線：0120-881-100 10時～17時 土曜・日曜・年末年始を除く ※自動的に補償対象から外れることはありませんのでご注意ください。
	保険の見直しをしたいのですが、どこへ相談すればいいですか？	共済会で契約しているファイナンシャルプランナーをご紹介します。共済会までお問合せください。
退職をする予定ですが、セイフティープランは継続できますか？	制度によって異なります。 共済会 自家共済制度 「上乘せ型医療共済制度」「任意加入生命共済制度」 「上乘せ型 医療共済制度」⇒ご退職を以って自動脱退となります。	

制度	質問	答え
		<p>「任意加入 生命共済制度」⇒ 60歳時点でL会員の方の任意加入生命共済制度は定年以降の退職後も継続が可能です。(OB・OG共済会への入会が必須です) 詳しくは共済会までお問合せください。</p> <p>三井住友海上火災保険(株)の補償制度 「GLTD(団体長期障害所得補償制度)」⇒ご退職を以って自動脱退となります。 「団体総合補償制度」⇒ OBOG共済会に入会し、グループエムアイカードを継続してお持ちになる場合はご継続いただけます。 退職後、グループエムアイカードを退会された場合はご継続いただけません。</p> <p>詳しくは、取扱代理店(株)エムアイカード 保険担当(内線:804-2532/外線:0120-881-100 土曜・日曜・年末年始を除く)へご退職される前にお問合せください。</p>
	加入内容の変更はできますか?	<p>既加入内容の変更や脱退は、毎年10月頃の秋期募集の受付で翌年2月より変更となります。それ以外の期間での変更はできません。</p> <p>退職時の手続きについては制度によって異なります。詳細は、よくある質問の「退職をする予定ですが、セーフティープランは継続できますか?」の部分をご参照ください。</p>
	新規加入申込はどのような手続きが必要ですか?	<p>制度によって異なります。</p> <p>共済会 自家共済制度「任意加入 生命共済制度」「上乘せ型 医療共済制度」 毎月新規加入を受付しています。インターネット画面よりお手続きください。 <自家共済 WEB 申込システム> https://www.imgk-web.org/imweb/report/login</p>  <p>三井住友海上火災保険(株) 「GLTD(団体長期障害所得補償制度)」「団体総合補償制度」 年2回の「春期募集」および「秋期募集」期間のみお申込みが可能です。 詳細は、募集開始時に共済会 HP や全社通達、パンフレット等でお知らせいたします。</p>
	自分の加入している保険の補償内容はどこで確認できますか?	<p>お届けしている加入者証をご確認いただくか、問合せ窓口(共済会・取扱代理店(株)エムアイカード 保険担当)までお問合せください。</p>
	セーフティープランに任意加入しています。給付申請の手続きはどうすればよいですか?	<p>共済会の「上乘せ型 医療共済制度」に加入されている場合は、医療共済制度の給付申請をご利用ください。</p> <p>三井住友海上火災保険(株)の「団体総合補償制度」に加入されている場合は、下記へお問合せください。</p> <p>連絡先: 三井住友海上事故受付センター フリーダイヤル: 0120-248-565 (受付時間: 24時間365日)</p>
	「上乘せ医療共済制度」に申請期限はありますか?	<p>事由発生より2年以内に共済会までご申請ください。(医療共済制度へのご申請となります。)</p>